

議案第53号

狭山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

狭山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「含む。」の次に「以下同じ。」を加える。

第6条の2中「次に掲げる職員」を「自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、管理者の定める額を超える家賃（使用料を含む。）を支払っている職員（管理者の定める職員を除く。）」に改め、同条各号を削る。

第16条第2項中「）又は」を「）、」に、「が配偶者」を「が要介護者（配偶者）」に改め、「もの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「休暇をいう。）」の次に「又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。ただし、第5条第2項第1号及び第16条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

平成30年3月19日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

一般職の職員の所有する住宅に係る住居手当を廃止することに鑑み、企業職員の同手当を廃止するとともに、条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。